第五条のうち児童福祉法第二章第二節第一款を同節第五款とし、同節中同款の前に四款を加える改正規定のうち第二十一条の五の四第一項第二号並びに第二十一条の五の十五第二項第二号及び第三号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第五条のうち児童福祉法第二章第二節第一款を同節第五款とし、同節中同款の前に四款を加える改正規定のうち第二十一条の五の十八第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項の次に次の一項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定通所支援に従事する従業者及びその員数

二　指定通所支援の事業に係る居室及び病室の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三　指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　指定通所支援の事業に係る利用定員

第五条のうち児童福祉法第二章第二節第一款を同節第五款とし、同節中同款の前に四款を加える改正規定のうち第二十一条の五の二十中「第二十一条の五の十八第三項」を「第二十一条の五の十八第四項」に改める。

第五条のうち児童福祉法第二章第二節第一款を同節第五款とし、同節中同款の前に四款を加える改正規定のうち第二十一条の五の二十二第一項第一号及び第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の十八第三項」を「第二十一条の五の十八第四項」に改める。

第五条のうち児童福祉法第二章第二節第一款を同節第五款とし、同節中同款の前に四款を加える改正規定のうち第二十一条の五の二十三第一項第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第五条のうち児童福祉法第二十四条の十二の改正規定中「及び第二項」を「から第三項までの規定」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「前二項の厚生労働省令」を「第一項及び第二項の都道府県の条例」に改める。

第五条のうち児童福祉法第二十四条の十四の二の改正規定中「第二十四条の十二第四項」を「第二十四条の十二第五項」に改める。

第五条のうち児童福祉法第二十四条の十六第一項第三号の改正規定中「第二十四条の十二第三項」を「第二十四条の十二第四項」に、「第二十四条の十二第四項」を「第二十四条の十二第五項」に改める。

附則第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二　施行日から起算して一年を超えない期間内において、新児童福祉法第二十一条の五の十八第一項又は第二項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準は、同条第一項又は第二項の都道府県の条例で定める基準とみなす。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　海江田万里
厚生労働大臣　細川　律夫
国土交通大臣　馬淵　澄夫

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成二十二年十二月十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第七十二号

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、生物の多様性が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることの重要性にかんがみ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もつて豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「生物の多様性」とは、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。

2　この法律において「地域連携保全活動」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であつて、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

（地域連携保全活動基本方針）

第三条　主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）を定めなければならない。

2　地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

二　地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

三　次条第一項の地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

四　農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に関する重要事項

五　前各号に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項

3　地域連携保全活動基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項の生物多様性国家戦略との調和が保たれたものでなければならない。

4　主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。

（地域連携保全活動計画の作成等）

第四条　市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成することができる。

2　地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　地域連携保全活動計画の区域

二　地域連携保全活動計画の目標

三　第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項

四　前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項

五　計画期間